

ぼうさい あびこ③

土砂災害から身を守るためのポイント

(1) 雨が降り出したら、土砂災害警戒情報に注意する

雨が降り出したら、「土砂災害警戒情報」に注意しましょう。土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市が避難勧告などを発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報です。気象庁ホームページや各都道府県の砂防課などのホームページで確認できるほか、テレビやラジオの気象情報でも発表されます。



(2) 土砂災害警戒情報が発表されたら早めに避難する

お住まいの地域に土砂災害警戒情報が発表されたら、早めに避難所などの、安全な場所に避難しましょう。また、強い雨や長雨のときなどは、市からの防災行政無線やメール配信サービス、ホームページなどによる呼びかけにも注意してください。

お年寄りや障害のある人など避難に時間がかかる人は、移動時間を考えて早めに避難させることが大切です。

また、土砂災害の多くは木造の1階で被災しています。どうしても避難場所への避難が困難なときは、次善の策として、近くの頑丈な建物の2階以上に緊急避難するか、それも難しい場合は家の中でより安全な場所（がけから離れた部屋や2階など）に避難しましょう。

※市では、事前に指定された「避難所」の内、安全に避難できる「避難所」を開設します。

参考：我孫子市の避難命令の基準

勧告名	基準
避難準備情報・ 高齢者等避難開始	次に該当する場合に、避難準備情報を発令するものとする。 1. 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ強い降雨を伴う台風等が接近・通過することが予想され、かつ土砂災害の前兆現象が発見された場合
避難勧告	次の1～2のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令するものとする。 1. 土砂災害警戒情報が発表されたとき 2. 災害対策本部長（市長）が必要と認めるとき
避難指示（緊急）	次の1～2のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令するものとする 1. 土砂災害が発生した場合 2. 災害対策本部長（市長）が必要と認めるとき